平成２２年（フ）第２４号
山梨県南都留郡忍野村内野4598番地２
債務者　渡邉　次則
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
山梨県南都留郡忍野村内野4598番地２
債務者　渡邉　敏子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
長野県上田市五加981番地１高野住宅Ｅ号
債務者　玉井夕美子（旧姓和田）
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４５号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1786番地４
債務者　中畑　芳雄
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第４６号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1786番地４
債務者　中畑久美子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第４７号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪1899番地２
債務者　唐澤　信一
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２５７号
岐阜市安食字志良古26番地49
債務者　安部　浩昭
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５８号
岐阜市安食字志良古26番地49
債務者　安部　満子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７１号
岐阜県郡上市美並町三戸180番地
債務者　桑谷　義弘
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７２号
岐阜県郡上市美並町三戸180番地
債務者　桑谷　好子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８３号
岐阜市西荘１丁目15番81―303号ヴィラ中駒
債務者　朝稲　亮博
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
岐阜県可児市松伏４丁目18番地１
債務者　川村トミ子
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１９９４号
愛知県津島市兼平町２丁目10番地　丸美ロイヤル津島Ⅲ1101号
債務者　伊藤　松枝
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５２号
名古屋市瑞穂区田辺通４丁目８番地の３　市営新田辺荘２棟404号
債務者　馬場　暢子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４号
三重県桑名市星見ヶ丘３丁目105番地　ツインクル401号
債務者　小林　延行
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
三重県四日市市堀木１丁目２番25―1410号
債務者　新井　正俊
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
三重県桑名市星見ヶ丘６丁目205番地
債務者　嶋田　　諭
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
三重県桑名市大字五反田1269番地１グランデールヒルズ302号
債務者　奥西　正浩
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係